令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　㉟　）

施策名	目標　８－１　経済のグリーン化の推進	担当部局名	大臣官房 環境経済課 総合政策課		
施策の概要	市場において環境の価値が評価される仕組みづくりを通じて、暮らしや活動の中で自ずから環境保全の取組が続けられる社会を目指す。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	税制、補助等のあらゆる政策手法を通じ、環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進する。	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画「第1部第1･2章、第2部第2章他」（令和6年5月21日閣議決定）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　環境産業の市場規模（兆円）	約90	H18年度	増加傾向の維持	－	－	－	－	－	－	－	－	環境産業の市場規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	○
					約108	約118	約130	－	－	－	－		
2　環境産業の雇用規模（万人）	約219	H18年度	増加傾向の維持	－	－	－	－	－	－	－	－	環境産業の雇用規模を推計することにより、経済のグリーン化の推進状況を把握することになるため。	△
					約279	約296	約292	－	－	－	－		
3　地方公共団体におけるグリーン購入実施率（%）	58	R3年度	増加傾向の維持	－	－	－	－	－	－	－	－	国及び独立行政法人等に限らず、努力義務である地方公共団体のグリーン購入の取組実施率が着実に向上することによって、環境に配慮した製品・サービス等の市場拡大に資すると考えられるため。	×
					58.2	58.1	50.6	－	－	－	－		
4　国等における環境配慮契約実績（電気：高圧・特別高圧）契約割合（%）	86	R3年度	増加傾向の維持	－	－	－	－	－	－	－	－	国及び独立行政法人等における電力の供給を受ける契約の環境配慮契約実施割合が着実に向上することによって、温室効果ガス等の排出の削減に資すると考えられるため。	×
					85.5	85.5	82.9	－	－	－	－		
5　エコアクション21（※）登録事業者数 ※中小企業向け環境マネジメントシステム	6,971	H23年度	9,000	－	9,000	9,000	9,000	9,000	－	－	－	中堅・中小企業における環境経営取組の裾野拡大は、経済のグリーン化に有効であるため。	×
					7,443	7,455	7,521	7,543	－	－	－		
6　国内のグリーンボンドの発行件数	－	R3年度	増加傾向の維持	－	－	－	－	－	－	－	－	グリーンボンドの発行を通じて、民間資金をグリーンプロジェクトへ誘導していくことは、環境金融の拡大、ひいては持続可能な社会の実現に資すると考えられるため。	○
					117	110	140	－	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　グリーン購入・契約推進事業	3,4	7480	(5)　脱炭素社会の構築に向けたESGリース促進事業（令和3年度）	1,2	5008	(9)　－	－	－	(13)　－	－	－	(17)　－	－	－

	(2)	税制全体のグリーン化推進検討経費	1,2	4954		(6)	ESG金融実践促進事業（令和4年度）	1,2	5025		(10)	－	－	－		(14)	－	－	－		(18)	－	－	－
	(3)	企業行動推進費（平成14年度）	1,2,5,6	4955		(7)	グリーンファイナンス拡大に向けた市場基盤整備支援事業（令和5年度）	1.2	5847		(11)	－	－	－		(15)	－	－	－		(19)	－	－	－
	(4)	金融機関を通じたバリューチェーン脱炭素化推進のための利子補給事業（令和6年度）	1,2	7458		(8)	持続可能な社会構築に向けた企業経営における環境三社会の統合的達成促進事業（令和6年度）	1.2	7460		(12)	－	－	－		(16)	－	－	－		(20)	－	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
		（判断根拠）	・令和5年度における環境産業の市場規模及は約130兆円（前年比11.0%増）となり、相当程度進展していると判断した。 ・令和5年度における環境産業の雇用規模は、約292万人となり、前年度より1.4%減少している。 ・地方公共団体が組織的にグリーン購入を実施している取組率は、令和5年度で50.6%となっており、前年度より7.5%減少している。 ・国等における環境配慮契約実績は令和5年度で82.9%となっており、前年度より2.6%減少している。 ・エコアクション21登録事業者数については、中小企業向けEA21ガイドラインの策定や、地域金融機関との連携・研修プログラムの実施などの普及促進施策により、中小企業の環境マネジメント導入が進み、令和5年度末の登録事業者数は7,521件（前年度末比66件増）となり、目標値9,000件には未達ながらも、相当程度進展していると判断した。 ・国内のグリーンボンドの発行件数は、令和5年度で140件となっており、年々増加傾向にあり、相当程度進展していると判断した。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		・地方公共団体におけるグリーン購入実施率については、取組率低下の要因として、区市町村における調達方針策定の負担が大きいことと分析している。今年度の対応として都道府県の調達方針の活用を検討しつつ、他団体における先行事例を情報提供する。 ・国等における環境配慮契約実績、契約割合については、各府省庁等において、環境配慮契約の実施率が増加した組織、減少した組織どちらも見られたが、実施できなかった機関については入札参加者の不足が要因として多く見られた。 ・エコアクション21登録事業者数については、新規取得事業者数が増えている一方で、返上する事業者も一定数いたため目標には届かなかった。返上する要因としては、人員確保が困難等があると分析している。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	－
		【測定指標】	・エコアクション21登録事業者数については、一定程度の成果が得られている現状を鑑み、数値目標から制度の定着と成果の維持を重視した「増加傾向維持」へと目標の修正を検討する。

学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ 各施策ごとに検討会等を通じて学識経験を有する者の知見の活用を図っている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・グリーン購入法及び環境配慮契約に基づく公共調達に取り組むことで、持続可能な公共調達の慣行を促進したものと考えられることから、主に目標12番「つくる責任つかう責任」の達成に貢献できた。 ・企業の環境経営を普及促進することで、環境負荷軽減を促進し、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。 ・金融機能を活用して、環境負荷低減のための事業への投融資を促進するほか、企業活動に環境配慮を組み込もうとする経済主体を金融面で評価・支援することにより、主に目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 ・環境に配慮した製品・サービス等や環境保全に貢献する事業活動及び環境ビジネスを促進することで、目標8番「働きがいも経済成長も」と目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成等を通じて、その他幅広くSDGsの各目標の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	測定指標1及び2 環境省「環境産業の市場規模・雇用規模の推移」 （http://www.env.go.jp/policy/keizai_portal/B_industry/） 測定指標3 環境省「国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等」 （https://www.env.go.jp/content/000223832.pdf） 測定指標4 環境省「国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績について」 （https://www.env.go.jp/content/000274777.pdf） 測定指標5 エコアクション21中央事務局「エコアクション21認証・登録制度の実施状況（2025年4月末現在）」 （https://www.ea21.jp/files/ninsho_search/ninsho.pdf） 測定指標6 各発行体ホームページ等をもとに環境省にて集計		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　㊱　）

施策名	目標　８－２　環境パートナーシップの形成	担当部局名	大臣官房 総合政策課 民間活動支援室		
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の、様々な主体による協働取組を通じて、互いに公平な役割分担の下、相互に連携した自主的・積極的取組が行えるよう、各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	各主体間のネットワークを構築し、環境保全のための情報の集積・交換・提供等を行い、環境パートナーシップの形成を促進する。	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第３部等 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（第3章他）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　環境問題の解決に向けた協働取組の推進（相談件数、対話の場作り）	2,542	R元年度	2,725	毎年度	2,715	2,715	2,500	2,725	2,725	2,725	2,725	行政のみでは環境課題を解決することが難しくなってきていることや、環境課題と社会課題が密接に関係していることから、環境・経済・社会の統合的な向上を加速化させる、より多くの関係者との協働が重要であり、そのような協働取組などを推進するため地域の多様な主体への相談対応や対話の場作り数を測定の指標とした。 目標値については令和5年度の実績を踏まえ設定した。	△
					2,414	2,447	2,730	2,635	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　地球環境パートナーシップ推進経費（平成8年度）	2	0193	(5)　－	－	－	(9)　－	－	－	(13)　－	－	－	(17)　－	－	－
(2)　－	－	－	(6)　－	－	－	(10)　－	－	－	(14)　－	－	－	(18)　－	－	－
(3)　－	－	－	(7)　－	－	－	(11)　－	－	－	(15)　－	－	－	(19)　－	－	－
(4)　－	－	－	(8)　－	－	－	(12)　－	－	－	(16)　－	－	－	(20)　－	－	－

評価結果		
目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
	（判断根拠）	環境問題の解決に向けた協働取組の推進については、令和6年度に2,635件となっており前年度から約3.5%減少したが、オンライン化を促進し場所と時間にとらわれない相談対応・対話の場を形成するなど多様な実施方法が施策の目標に貢献していると判断した。
目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等		目標は未達成だが、多様なステークホルダーとのパートナーシップの構築は世界的な潮流になっており、EPOによるステークホルダーを繋ぐ機能は今後ますます求められてくるため、必要に応じて事業改善の検討や適切な指標を検討しながら実施してまいりたい。

<table>
<tr><td rowspan="5"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">次期目標等への反映の方向性</td><td>【施策】</td><td colspan="3">持続可能な開発目標（SDGs）のゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」にあるとおり、環境問題を始めとする様々な社会課題解決のため、各ステークホルダーとのパートナーシップの構築は世界的な潮流にもなっている。引き続き、様々なステークホルダーと対等なパートナーシップを構築し、環境問題解決にむけ、対話型の協働取組を推進していく。</td></tr>
<tr><td>【測定指標】</td><td colspan="3">協働取組の実施状況を測るため、引き続き、環境省が設置する環境保全活動及び協働取組の拠点である「地球環境パートナーシッププラザ」及び「環境パートナーシップオフィス」における相談件数及び対話の場への参加者数を指標とする。コロナ禍で取り入れたオンラインによる相談対応等は引き続き実施するが、限られたステークホルダー間での議論においては、お互いの熱意が伝わる対面実施が効果的な場合もあるため、オンライン・対面・オンラインと対面の組み合わせなど、オンラインと対面のメリットを最大限活かした手段を用いて実施してまいりたい。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">学識経験を有する者の知見の活用</td><td colspan="2" rowspan="2">施策を構成する各事業については、毎年度末に外部の有識者を交えた評価委員会を開催し、当該年度の事業の評価及び次年度事業への意見を次年度契約に反映している。</td><td rowspan="2">SDGs目標との関係</td><td>【主な目標】
多様な主体の協働による環境保全活動を促進するため、環境保全に関する情報の収集・提供やセミナー等の開催、関係団体と協力した普及活動の実施、協働取組のノウハウの助言等を行うとともに、EPOのネットワーク化の拠点としてGEOCの運営を行った。さらにブロック内での多様な主体による環境保全活動を促すため、環境保全に関する情報の収集・提供、行政・企業・NPOの間の交流等を促す場づくり等、各地域でのパートナーシップ促進の基盤づくりを図るEPOの運営を行った。当該取組により、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」に貢献できた。</td></tr>
<tr><td>【副次的効果が期待される目標】
様々な環境問題の解決やSDGsの推進には多様な主体による協働取組が不可欠であることから、SDGsの各目標の達成に貢献できたと思われるが、パートナーシップによる取組を促進するためにセミナーやワークショップの開催を支援したことから、特に教育への支援という観点で、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。</td></tr>
<tr><td colspan="2">政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</td><td colspan="3">測定指標にはGEOC（地球環境パートナーシッププラザ）及び全EPO（環境パートナーシップオフィス）の年間の累計件数を使用。</td></tr>
</table>

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　㊲　）

施策名	目標　８－３　環境教育・環境学習の推進	担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境教育推進室		
施策の概要	国民、民間団体、事業者、地方公共団体、国等の様々な主体により、学校、家庭、地域等のあらゆる機会において、SDGs達成に貢献するESDの視点を取り入れ、生涯にわたり質の高い環境教育・環境保全活動を実践するための各種施策を総合的に推進していく。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	様々な主体を対象に、環境教育・環境保全活動への直接的・間接的な参画を促進し、これらの取組の活性化を図ることで、生涯にわたる質の高い環境教育の機会を提供する。	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	・第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第３部等 ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号） ・環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針（令和6年5月14日閣議決定） ・我が国における「持続可能な開発のための教育（ESD）」に関する実施計画（第２期ESD国内実施計画）				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値／年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修の受講者数	－	－	500	毎年度	450	450	500	500	500	500	―	学校・地域において環境教育・学習を実践・推進するリーダー的人材の育成状況を測定する指標となるため選定した。 目標値については、過年度までの実績を踏まえ設定している。	○
					458	489	397	620	―	―	―		
2 ESD活動支援センターの相談対応件数	－	－	876	令和10年度	―	―	450	550	700	－	－	目標年度の目標値については、令和6年5月14日に閣議決定された環境教育等推進基本方針に「ESD活動支援センターにおける学校等からの相談対応件数（令和4年度：438件）を令和10年度に倍増を目指すことにより、ESD活動支援センターの認知度の向上と、学校と地域等を繋ぐ中間支援機能をより一層充実させること」と記載されたことを踏まえ、設定した。	○
					―	438	531	661	―	―	―		
3 RCE認定拠点数ProSPER.Net加盟校数	－	－	255	令和8年度	230	235	240	255	260	―	―	国連大学が実施するESDプログラムへ拠出し、持続可能な開発のための教育に関する地域拠点（RCE）、アジア太平洋地域における環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net）のネットワーク化を推進・強化するため、それぞれ国連加盟の各国・各地域に1箇所以上認定することを目標としており、指標として適切と考えた。	○
					237	243	245	257	―	―	―		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境教育強化総合対策事業（平成8年度）	1	004961	(5) ―	―	―	(9) ―	―	―	(13) ―	―	―	(17) ―	―	―
(2) 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費（平成27年度）	2	004961	(6) ―	―	―	(10) ―	―	―	(14) ―	―	―	(18) ―	―	―
(3) 国連大学拠出金（平成15年度）	3	004961	(7) ―	―	―	(11) ―	―	―	(15) ―	―	―	(19) ―	―	―
(4) ―	―	―	(8) ―	―	―	(12) ―	―	―	(16) ―	―	―	(20) ―	―	―

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	②目標達成	
		（判断根拠）	・教職員等環境教育・学習推進リーダー養成研修については、学校関係者への新たな周知・広報先を開拓したこと等により、目標を達成することができた。 ・ESD活動支援センターの相談対応件数については、対前年度比1.2倍強の増となり、目標を達成した。 ・従来、認定数が少なかったアメリカ、中東といった地域にて新たなRCEの認定があったこともあり、目標を達成することができた。	
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	－		
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	－	
		【測定指標】	―	
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考：施策の実施における活用状況＞ ESD活動支援企画運営委員会等を通じて、学識経験を有する者の知見の活用を図っている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 環境保全活動や環境教育の総合的な推進による持続可能な社会づくりの担い手の育成、世界各地の推進拠点をつなぐ国際機関との連携によるESDの促進及び各国のSDGs達成への協力を通じ、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 教育題材にSDGsの各種テーマを取り上げることで、各種目標の達成に貢献できたと思われる。特に気候変動については、各センターが設定したテーマや課題に関心を有する様々な主体が地域を越えて参加し、相互の学び合いや実践活動を通して各主体の活動の向上を図るとともに、得られた知見を活かし同様の取り組みを全国に広めていくことを目的とした「ESD for 2030学び合いプロジェクト」の実施等を通じて、目標13番「気候変動に具体的な対策を」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		―		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　㊳　）

施策名	目標　８－４　環境基本計画の効果的実施	担当部局名	大臣官房 総合政策課環境計画室		
施策の概要	各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等				

	測定指標	目標	目標年度	測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1	各種調査、検討会等で得たデータや知見の第六次環境基本計画の点検への活用	第六次環境基本計画の点検	毎年度	・第六次環境基本計画に基づき、計画の総合的な進捗状況の点検を行うこととしており、計画の効果的な点検のためには、様々なデータや多様な主体の意見等を幅広く取り入れる必要があるため。	○
2	環境白書、英語版白書の発行及びウェブサイトのアクセス数増加	国民の環境保全意識の向上	毎年度	・環境基本法第12条の規定に基づき、環境保全等に関する年次報告書（環境白書）を作成し、毎年国会報告を行うこととしており、環境基本計画の効果的な実施のためには、国をはじめ地方公共団体、事業者、国民、NPO等の主体的な関わりが重要であり、これに向けて環境白書を広く普及し、積極的かつ自主的に取り組む契機としていくことが必要であるため。	○
3	見積り方針の調整結果の取りまとめ・国会等への説明及び環境白書での公表	政府の環境保全に係る施策の全体像の把握・周知	毎年度	・環境省設置法第4条第3号に基づき、環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととしており、この環境保全経費の取りまとめを通じ、政府の環境保全に係る施策の全体像を把握・周知することが可能となるため。	○
4	環境産業の市場規模等に関する調査結果のウェブサイトおよび環境白書での公表	環境産業の市場規模等の把握・周知	毎年度	・環境産業の市場規模等を調査・推計することにより、経済・社会の現状及びグリーン化の進展状況を適切に把握するとともに、環境・経済・社会の統合的向上に貢献する産業や経済社会の方向性を見定めるため。	○

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境行政年次報告書作成等経費（昭和43年度）	2	4965	(5) グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業（平成21年度）	4	4965	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) 環境保全経費見積調整費（昭和46年度）	3	4965	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費（平成22年度）	1	4965	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－

(4) 環境基本計画推進事業費（平成7年度）	1	4965		(8) －	－	－		(12) －	－	－		(16) －	－	－		(20) －	－	－

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	②目標達成
		（判断根拠）	・令和6年5月に閣議決定された第六次環境基本計画の点検等に関する議論等のため、令和6年度は中央環境審議会総合政策部会を2回開催する等、着実に意見交換を実施し、効果的な点検手法に関する検討を進めた。 ・環境白書を取りまとめ、国会に提出し、国民に向けて発行するとともに環境省Webサイト上で公表した。また、環境白書を抜粋、英訳した英語版白書作成し、環境省Webサイト上で公表した。（令和6年度アクセス数：1,306,165件） ・見積りの方針の調整を行い、その結果を環境保全経費として取りまとめ、国会等へ説明した。 ・環境産業の市場規模等を調査・推計し、その結果を報告書にまとめて環境省Webサイト上で公表した。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	－	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	当該施策は環境保全に関する基本的かつ根幹的な施策であり、必要不可欠であるので、引き続き、効果的な実施に努める。
		【測定指標】	1、3・4については、適切に測定できていることから、変更しない。 2については、定量的な指標に変更する。

学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実績における活用状況＞ 第六次環境基本計画の点検を議題とする中央環境審議会総合政策部会を2回開催した。環境分野に限らず、社会分野や経済分野など多方面の有識者と意見交換することにより、環境基本計画の点検に係る検討を深めており、引き続き有識者の知見を活用する。	SDGs目標との関係	【主な目標】 ・環境基本計画は環境政策を総合的かつ計画的に推進するものであることから、当該計画の点検手法について検討することを通じ、主に目標13番「気候変動に具体的な対策を」、目標14番「海の豊かさを守ろう」、目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献した。 ・環境基本計画の点検手法については中央環境審議会で議論を行ったことから、目標17番「パートナーシップで目標を達成しよう」への達成にも貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 ・環境白書、英語版白書の発行、またそれらの普及啓発活動を通じて、目標4番「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　㊴　）

施策名	目標　８－５　環境アセスメント制度の適切な運用と改善	担当部局名	大臣官房 環境影響評価課		
施策の概要	環境に影響を及ぼすと認められる意思決定の各段階において、環境影響評価制度等を通じ、環境保全上の適切な配慮を確保する。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	環境影響評価制度に係る情報基盤の整備、技術手法の開発及び人材育成、審査体制の強化、制度の所要の見直しを講じることにより、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用を行う。	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）第3章第7節 エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）Ⅴ3 規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）Ⅱ5 海洋基本計画（令和5年4月28日閣議決定）第2部5 第6次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数（途中から法に基づく手続に乗り換えたものの内数）[件]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	－
					764	827	854	879	－	－	－		
2 環境影響評価法に係る環境大臣意見の提出累積回数[回]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	－
					741	827	875	927	－	－	－		
3 環境アセスメントデータベースEADASに掲載されているレイヤ数[件]	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	環境影響評価法に基づく制度の適切な運用の実態を把握するため、当該指標を測定指標として選定。	－
					614	614	620	620	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境影響評価制度合理化・最適化経費（昭和55年度）	1,2,3	004969	(5) －	－	－	(9) －	－	－	(13) －	－	－	(17) －	－	－
(2) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業（令和3年度）（関連：環境省R4-43）	1,2,3	005003	(6) －	－	－	(10) －	－	－	(14) －	－	－	(18) －	－	－
(3) 環境保全と利用の最適化による地域共生型再エネ導入加速化検討事業（令和6年度）	1,2,3	007455	(7) －	－	－	(11) －	－	－	(15) －	－	－	(19) －	－	－

	(4)	―	―	―		(8)	―	―	―		(12)	―	―	―		(16)	―	―	―		(20)	―	―	―

評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	③相当程度進展あり
		（判断根拠）	測定指標として設定した環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数、環境大臣意見の提出累積回数は、着実に積み上げられており、適切な制度運用がなされていることが確認された。これにより、環境保全上の適切な配慮の確保に資することができた。 また、制度の見直しについて以下のとおり措置しており、これらの見直しを通じて、環境影響評価制度の適切かつ効果的な運用に寄与すると考えられる。 ・洋上風力発電について、より適正に環境配慮を確保する観点から、国が海洋環境等に関する調査を行った上で区域指定をすること等とする「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、国会へ提出、6月に成立した。 ・陸上風力発電を含む工作物の建替事業に係る環境影響評価手続を見直すとともに、環境影響評価に係る書類を環境大臣が継続的に公開できることとする「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を2025年3月に閣議決定し、第217回国会へ提出、6月に成立した。
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	―	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	環境影響評価制度等を通じた、事業活動に係る環境保全上の適切な配慮を確保するため、引き続き施策を総合的に進めていく。 第217回国会で成立した「環境影響評価法の一部を改正する法律」の施行に向けて、環境影響評価に係る書類の継続公開に係る事業者の同意が得られやすくなるよう、効率的・効果的な運用方法等を検討していく。
		【測定指標】	風力発電事業や火力発電事業等の環境大臣意見の中で、事業実施の再検討等の厳しい意見を述べたものについては、その後の計画において、その意見がどこまで反映されているかをフォローアップする等の取組を定期的に実施し、状況の把握に努めていく。 EADAS等のデータベースの拡充を引き続き進めていく。 環境影響評価に係る書類を環境大臣が継続的に公開できることとする「環境影響評価法の一部を改正する法律」の成立を受け、環境影響評価に係る書類の継続公開件数を測定指標に追加する。
学識経験を有する者の知見の活用		＜参考：施策の実施における活用状況＞ ・環境影響評価法に基づく環境大臣意見の形成における技術的水準の確保を図るため、環境影響審査助言委員から助言を受けた。	SDGs目標との関係
			【主な目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮の確保に資することができた。当該取組を通じて、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさも守ろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 環境影響評価制度を適切に運用することによって、環境の保全上の適切な配慮を確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に資することとなる。当該取組を通じて、目標3番「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」の達成に貢献できた。
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		法に基づく案件数 http://assess.env.go.jp/2_jirei/2-4_toukei/index.html	

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　㊵　）

施策名	目標　８－６　環境問題に関する調査・研究・技術開発	担当部局名	大臣官房 総合政策課 環境研究技術室		
施策の概要	環境の状況の把握、問題の発見、環境負荷の把握・予測、環境変化の機構や環境影響の解明・予測、環境と経済の相互関係に関する分析、対策技術の開発など各種の調査研究・研究開発を実施するとともに、研究開発のための基盤の整備、成果の普及により環境分野の研究・技術開発を推進し、環境問題の解決や持続可能な社会の構築の基礎とする。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する。	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）第2章1.（2）等 第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 統合イノベーション戦略2024（令和6年6月4日閣議決定）3.（1）等				

測定指標		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1	環境研究総合推進費の事後評価（5段階）で上位2段階を獲得した課題数（上位2段階の課題数／全評価対象課題数）	－	－	93%以上（令和5年度までは70%以上）	各年度	70%以上	70%以上	70%以上	93%以上	－	－	－	環境研究総合推進費は、環境省における環境技術の研究開発の中核をなす競争的資金による予算であり、採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになる。このため、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることを指標としている。目標値の設定は、研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（5段階中上位2段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について、前中期目標期間実績平均値と同程度を確保（R6年度より第5期中期目標期間となるため、前中期目標期間実績：平均93%）とする。 ※前中期目標期間 ：令和1年度～令和5年度 　第5期中期目標期間 ：令和6年度～令和10年度	○
						47/48（97.9%）	79/81（97.5%）	95.2%（60/63課題）	96.1%（49/51課題）	－	－	－		
2	環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）の採択事業者による本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続割合（単位：%）	－	－	80%	各年度	－	80	80	80	80	80	－	イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では、持続可能な社会の実現に向けた現状とのギャップを埋めるイノベーションの創出を目的とし、イノベーション創出の担い手として重要性が増すスタートアップを対象に、環境技術の研究開発・事業化の支援を行う。そこで、本事業のうち環境保全研究費補助金によって事業化支援を行ったスタートアップに対し、年度ごとに本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続確認を行い、本事業の成果の指標とする。	○
						－	6/6（100%）	8/8（100%）	2/2（100%）	－	－	－		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 環境研究総合推進費（環境研究・技術開発推進費は平成13年度から開始） ※1 平成22年度に「環境研究・技術開発推進費」と「地球環境研究総合推進費」を統合し、更に、平成23年度より「循環型社会形成推進科学研究費補助金」を統合。 ※2 本事業の配分・契約等の業務は、平成29年度より（独）環境再生保全機構に移管。	1	004998
(2) 環境研究・技術開発推進事業（平成18年度）	1	004976
(3) イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業（令和3年度）	2	005649
(4) 環境リスクの評価事業（昭和49年度）	－	004981

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(5) 熱中症対策推進事業（平成24年度）	－	005680
(6) 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）（平成22年度）	－	004797
(7) 水俣病対策事業（昭和48年度）	－	004947
(8) イタイイタイ病等に関する研究・調査事業（昭和47年度）	－	004985

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(9) 国立水俣病総合研究センター（昭和53年度）	－	004984
(10) GOSATシリーズによる地球環境観測事業（平成18年度）	－	004989
(11) 農薬環境影響評価対策費（平成19年度）【関連R5-11】	－	004822
(12) 大気汚染防止推進費（昭和47年度）	－	004780

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(13) 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書作成支援事業（平成18年度）	－	004988
(14) ―	―	―
(15) ―	―	―
(16) ―	―	―

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(17) ―	―	―
(18) ―	―	―
(19) ―	―	―
(20) ―	―	―

評価結果		
目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	②目標達成
	（判断根拠）	・環境研究総合推進費事業において目標値を達成した。 ・イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業において目標値を達成した。 ・環境研究総合推進費事業及びイノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業は測定指標において目標値を達成しており、達成すべき目標「環境技術の研究開発を進め、環境と経済の統合された社会の実現に寄与する」へ、有効かつ効率的に寄与がな されたと考えられる。
目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	―	

	次期目標等への反映の方向性	【施策】	❶環境研究推進費事業 ❷環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）	
		【測定指標】	❶採択された個々の課題の成果を上げることが、目標達成に寄与することになるため、引き続き、研究開発の終了時に目標の達成状況や成果の内容等を把握し、その後の研究開発発展への活用等を行うために実施している事後評価において一定の研究成果を上げることを指標とする。目標値の設定については、研究成果に対する外部有識者委員会による肯定的な事後評価（5段階中上位2段階の評価の割合）を獲得する課題数の割合について、前中期目標期間実績平均値と同程度を確保（R6年度より第5期中期目標期間となるため、前中期目標期間実績：平均93%）とする。 ❷支援技術の事業化を加速させるためには採択事業者が事業終了後も研究開発を継続することが重要であるため、効果的な施策を実施し、引き続き環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）の採択事業者による本事業終了後1年後における支援技術の事業化に向けた研究開発の継続割合を測定指標とする。	
	学識経験を有する者の知見の活用	＜参考：施策の実施における活用状況＞ 環境研究総合推進事業においては、外部有識者で構成される委員会等において事前・中間・事後評価を実施しており、外部有識者の意見や技術的助言等に基づいて事業を実施している。イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業においても同様に、外部有識者による事前・事後評価を実施しており、学識経験を有する者の知見の積極的な活用に努めている。	SDGs目標との関係	【主な目標】 環境研究総合推進費は、環境分野のほぼ全領域にわたる研究開発を実施している。2023年度に終了した研究課題の環境政策への貢献状況について、関係課室に政策貢献アンケートを行ったところ（アンケート対象32課題）、IPCC第6次評価報告書や地球温暖化対策計画等に活用が実現できたと回答をいただいた。これにより、目標13番「気候変動に具体的な対策を」に貢献した。 イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では独自の技術シーズを持ったスタートアップ企業に対し研究開発の支援を行った。当該取組によって目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 環境研究総合推進費は、公募に際して、提案（研究課題）の採択においては、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」で設定する研究・技術開発の課題（重点課題）の解決に貢献することを必須としている。【重点課題⑥】「気候変動緩和策」【重点課題⑦】「気候変動適応策」に資する課題の採択・実施により、目標13番「気候変動に具体的な対策を」に副次的に貢献した。【重点課題⑫】「生物多様性の保全に資する科学的知見の充実や対策手法の技術開発」に資する課題の採択・実施により、目標14番「海の豊かさを守ろう」及び目標15番「陸の豊かさも守ろう」に副次的に貢献した。【重点課題⑯】「水・土壌等の環境管理・改善のための対策技術の高度化及び評価・解明」に資する課題の採択・実施により、目標6番「安全な水とトイレを世界中に」及び目標11番「住み続けられるまちづくりを」に副次的に貢献した。 イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業では環境スタートアップ企業を対象に事業会社等が参加するピッチイベントを開催し事業機会の創出を支援した。当該取組によって、目標8番「働きがいも経済成長も」への達成に副次的に貢献した。
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・環境研究総合推進費：事後評価の結果（独立行政法人環境再生保全機構HP） https://www.erca.go.jp/suishinhi/seika/db/search.php?research_status=ing ・環境保全研究費補助金（イノベーション創出のための環境スタートアップ研究開発支援事業）：これまでの採択結果（一般社団法人静岡県環境資源協会） http://www.siz-kankyou.jp/hojo.html		

令和　6　年度実施施策に係る政策評価の事前分析表及び政策評価書　（環境省　R6　－　㊶　）

施策名	目標　８－７　環境情報の整備と提供・広報の充実	担当部局名	大臣官房総務課環境情報室 大臣官房総務課 大臣官房総務課広報室 大臣官房総合政策課		
施策の概要	環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、環境問題に係る情報を体系的に整備し利用を図るとともに、様々なニーズに対応した情報を整備し、各主体への正確かつ適切な提供に努める。また、地球環境問題から身近な環境問題までの現状と取組について、各種媒体を通じた広報活動を行う。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和　7年　8月
達成すべき目標	環境情報を体系的に整備するとともに、国民等への提供を行い、環境行政の各種施策を推進する基盤とする。	政策体系上の位置付け	8. 環境・経済・社会の統合的向上及び環境政策の基盤整備		
施策に関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等				

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	達成
1　環境省ホームページへのアクセス数	環境省ホームページへのアクセス数	－	182,484,456	R8年度	174,113,609	175,787,779	177,461,948	179,136,117	180,810,287	182,484,456	184,206,314	環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用され、平成30年6月に策定された「環境省デジタル・ガバメント中長期計画」に基づくオープンデータ化の取組等の中核として期待されるシステムである。アクセス数の向上は利用者ニーズに応じた情報の提供がなされているかの評価の指標として有効である。目標値の設定は、環境省デジタル・ガバメント中長期計画の計画終了年において、平成29年度比7%増加を目標とした。	○
					867,567,122	656,439,841	304,707,321	843,051,978	―	―	―		
2　研修等実施回数	研修計画書に基づく研修等の実施	－	34	－	－	－	31	30	34	－	―	毎年度、環境調査研修所研修規則第二条に基づき研修計画書を策定しており、これに基づき環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を目的とした研修を国や地方公共団体職員等に対して実施している。研修計画書は昨今の環境行政の抱える課題や研修受講団体のニーズを反映して策定しており、これに沿って研修を実施することが環境行政の各種施策を推進する基盤の整備に資すると考えられることから、研修計画書に記載の研修数を目標値とした。	○
					0	3	23	30	―	―	―		

達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）	関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1)　環境統計・環境情報の総合的な整備推進事業（平成22年度）	1	4965	(5)　諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析（平成23年度）	－	4993	(9)　―	―	―	(13)　―	―	―	(17)　―	―	―
(2)　環境調査研修所（昭和48年度）	2	4992	(6)　意識変革及び行動変容につなげるナッジの横断的活用推進事業（令和3年度）	－	5015	(10)　―	―	―	(14)　―	―	―	(18)　―	―	―
(3)　情報基盤の強化対策費（平成7年度）	1	4990	(7)　―	―	―	(11)　―	―	―	(15)　―	―	―	(19)　―	―	―
(4)　環境保全普及推進費（平成2年度）	－	4991	(8)　―	―	―	(12)　―	―	―	(16)　―	―	―	(20)　―	―	―

	評価結果	目標達成度合いの測定結果	（各行政機関共通区分）	②目標達成
			（判断根拠）	環境省ホームページへのアクセス数は目標値を大幅に上回った。 また、令和6年度研修計画書の通り、着実に研修を実施した。
		目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	―	
		次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】	【施策】 環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用されるものであり。そのアクセス数の適正な確保に務めていく。 また、環境保全施策を科学的、総合的に推進するため、引き続き、国・地方公共団体等において環境行政を担当する職員等を対象に、環境行政の重要課題に関する最新の知見・技術の習得の機会を提供する。 【測定指標】 測定指標１： 環境省ホームページのアクセス数は目標を達成しており、特段の問題はない。引き続き、目標値を更新して達成していく。 測定指標２：研修計画書は研修受講団体のニーズや環境行政の重要課題を踏まえて策定しており、これを実施することで研修等受講者に環境行政に係る最新の知見や技術を習得させることができるため、引き続き、研修計画書に基づき効果的な研修を実施する。
	学識経験を有する者の知見の活用		–	
	SDGs目標との関係		【主な目標】 幅広くSDGsの各目標の達成に貢献できたが、特に「環境行政の各種施策を推進するための基盤づくり」という観点で、目標9番「産業と技術革新の基盤をつくろう」の達成に貢献できた。 【副次的効果が期待される目標】 環境省ホームページは、環境省施策や取組を国民へ広く発信するものとして整備・運用されているシステムであり、環境調査研修所では、国及び地方公共団体等の職員に環境行政に関する最新の知見・技術の習得の機会を提供するほか、環境省職員に対する研修を実施し、環境行政に携わる職員の資質の向上を図っており、全てのSDGs目標の達成に寄与している。	
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		–	